

第 1 回 埼玉県小売業 S A F E 協議会

労働局説明資料

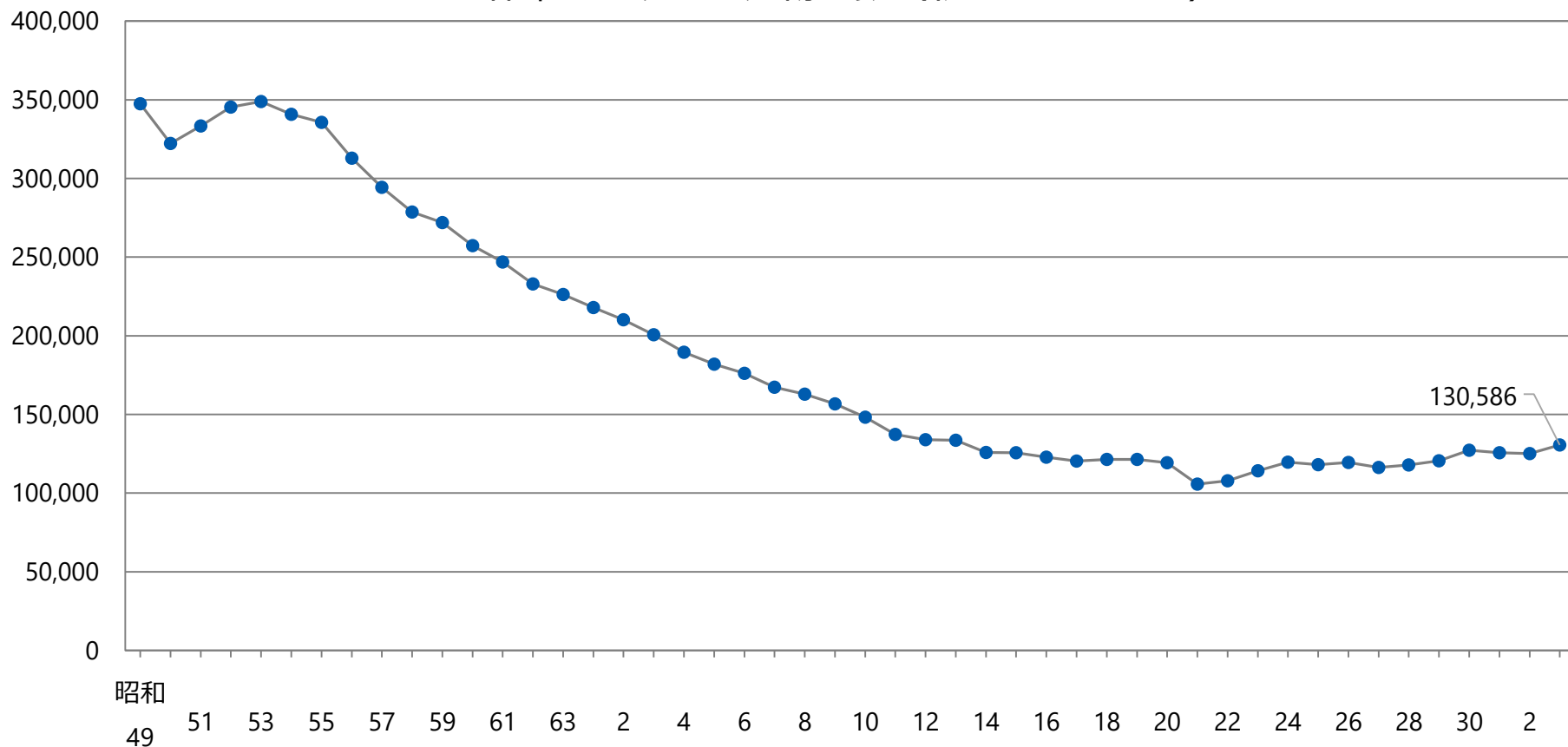
令和 4 年 10 月 4 日 (火)
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 繁野 北斗

- 1 労働災害発生状況
- 2 課題を受けた取組
- 3 S A F Eコンソーシアム
- 4 S A F E協議会の今後の進め方
- 5 健康経営埼玉推進協議会
- 6 対策に役立つツールの紹介

1 労働災害発生状況（年推移）

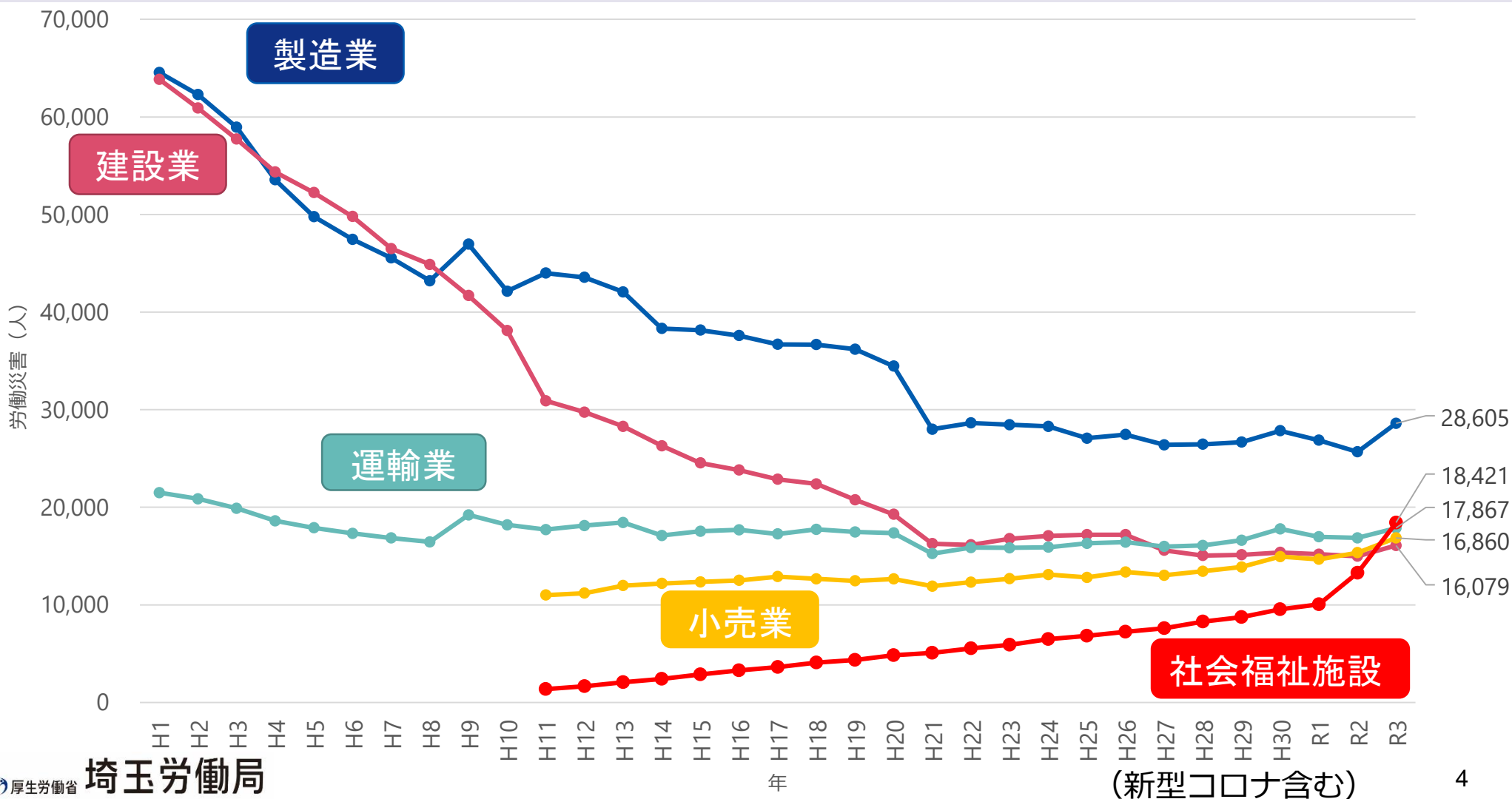
- 労働災害は長期的には減少傾向にあるが、近年増加傾向

休業4日以上死傷者数（新型コロナ除く）



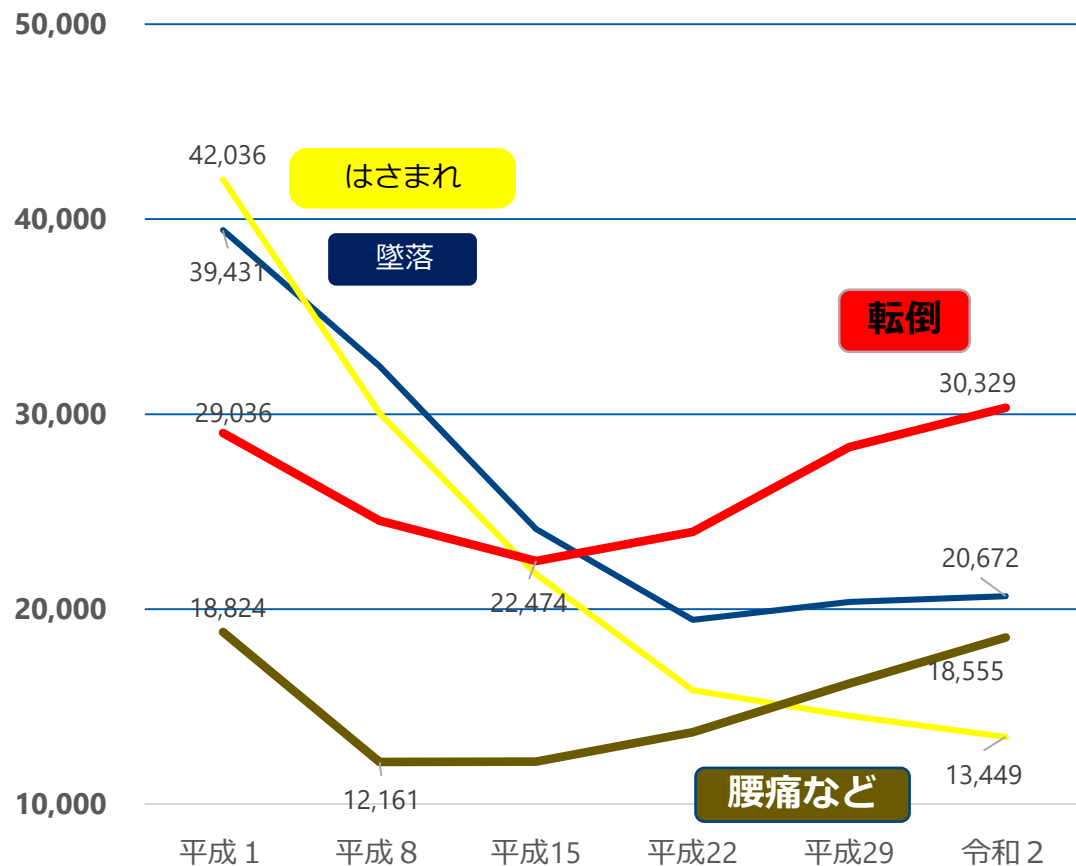
1 労働災害発生状況（業種別年推移）

- 製造業、建設業における労働災害は、長期的には減少傾向
- 小売業、社会福祉施設における労働災害は近年増加傾向にあり社会福祉施設は業種別で2番目、小売業は4番目

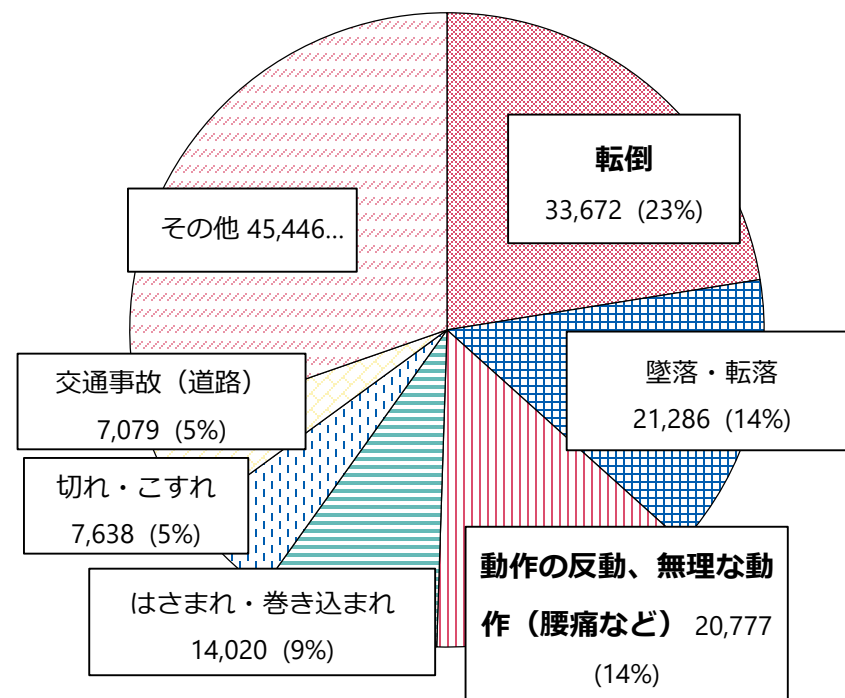


1 労働災害発生状況（事故の型）

- 設備に起因するもの→作業行動に起因するものへ
- 転倒・腰痛などで約4割

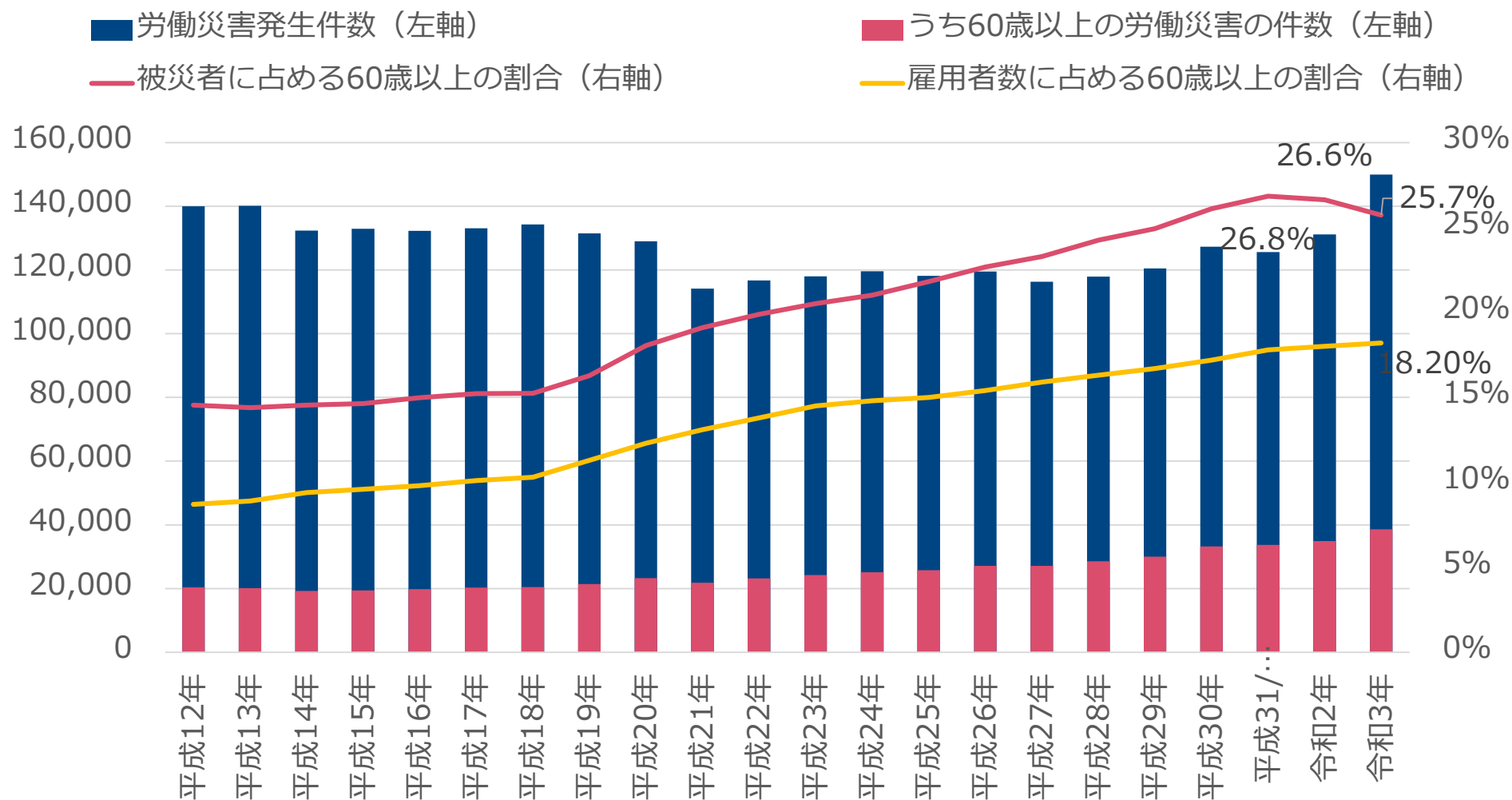


令和3年 休業4日以上死傷者数



1 労働災害発生状況（年×年齢）

- 雇用者数に占める60歳以上の割合が増加するに従い、被災者に占める60歳以上の割合も増加

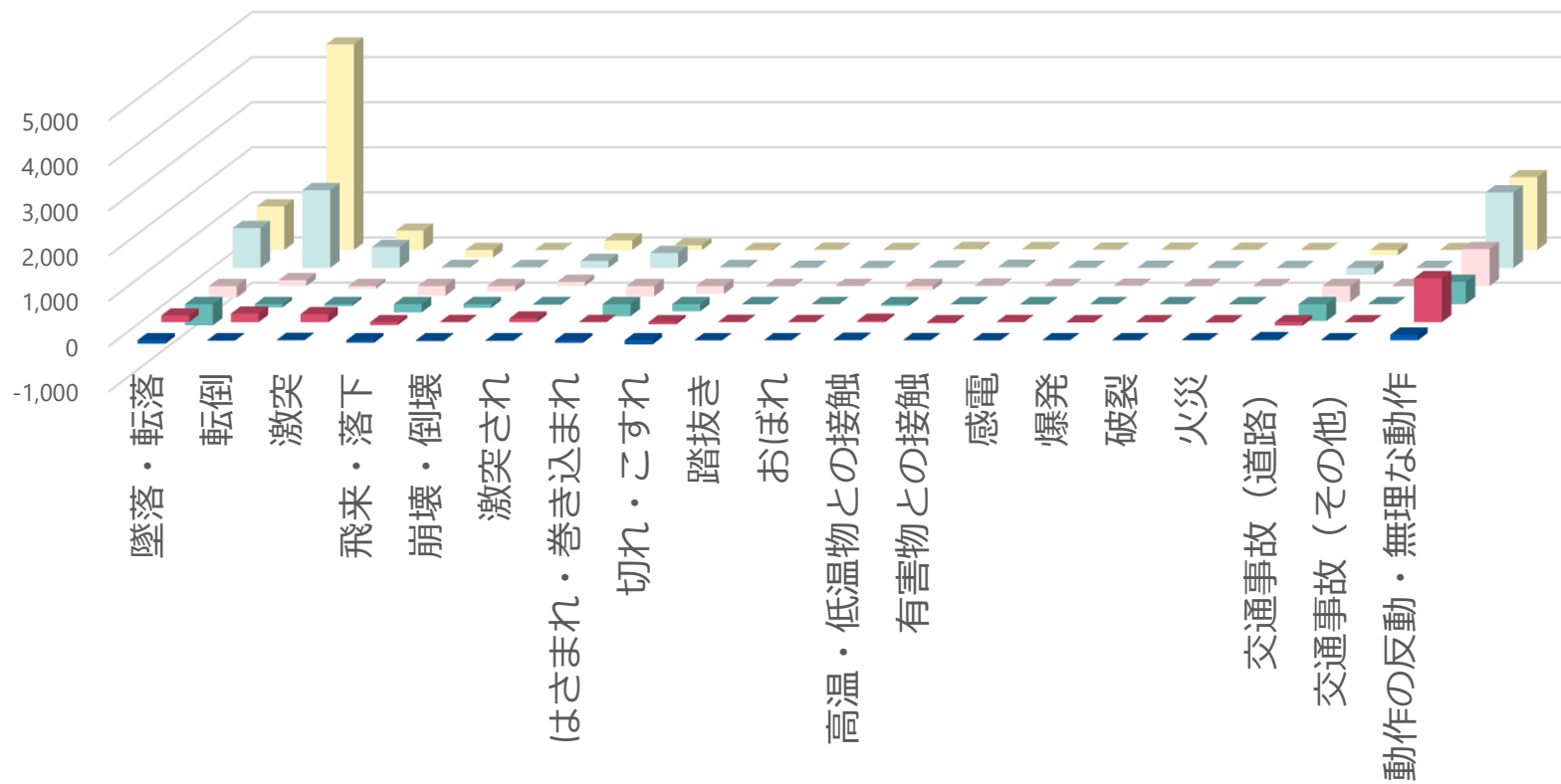


1 労働災害発生状況（年齢×事故の型）

- 転倒や動作の反動・無理な動作で増加しており、特に50代、60代で増加

2016年→2021年の労働災害の増加数

（事故の型「その他」は除く）

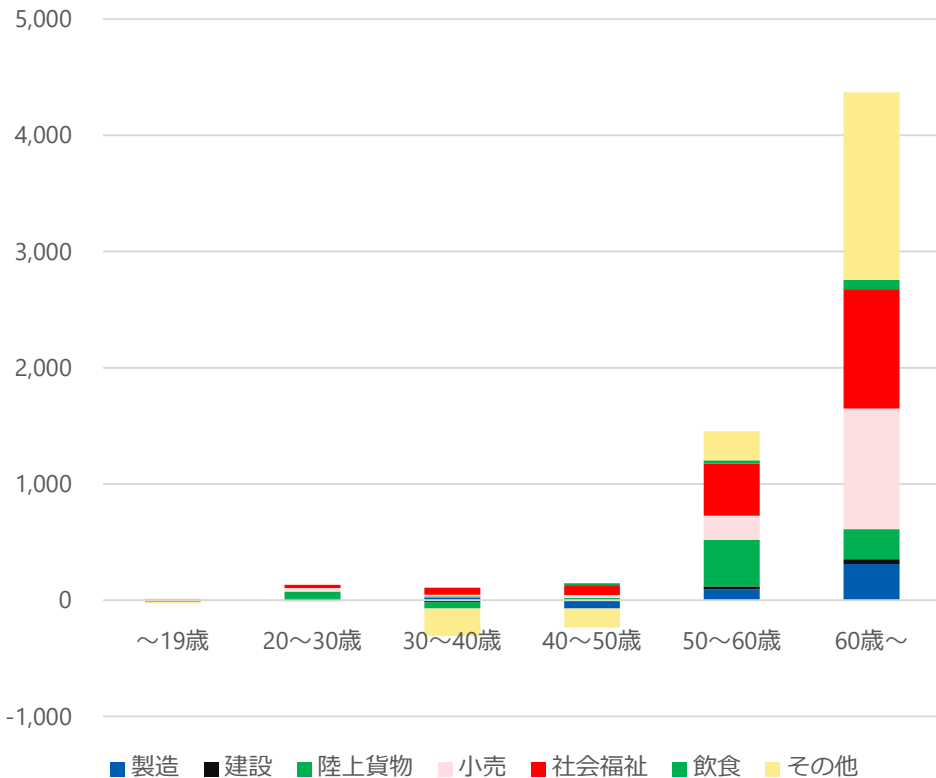


1 労働災害発生状況（業種×年齢）

- 転倒は50代以上で増加しており、幅広い業種で増加（特に小売業・社会福祉施設で増加）
- 動作の反動・無理な動作は年代に関係なく増加しており、特に社会福祉施設で増加

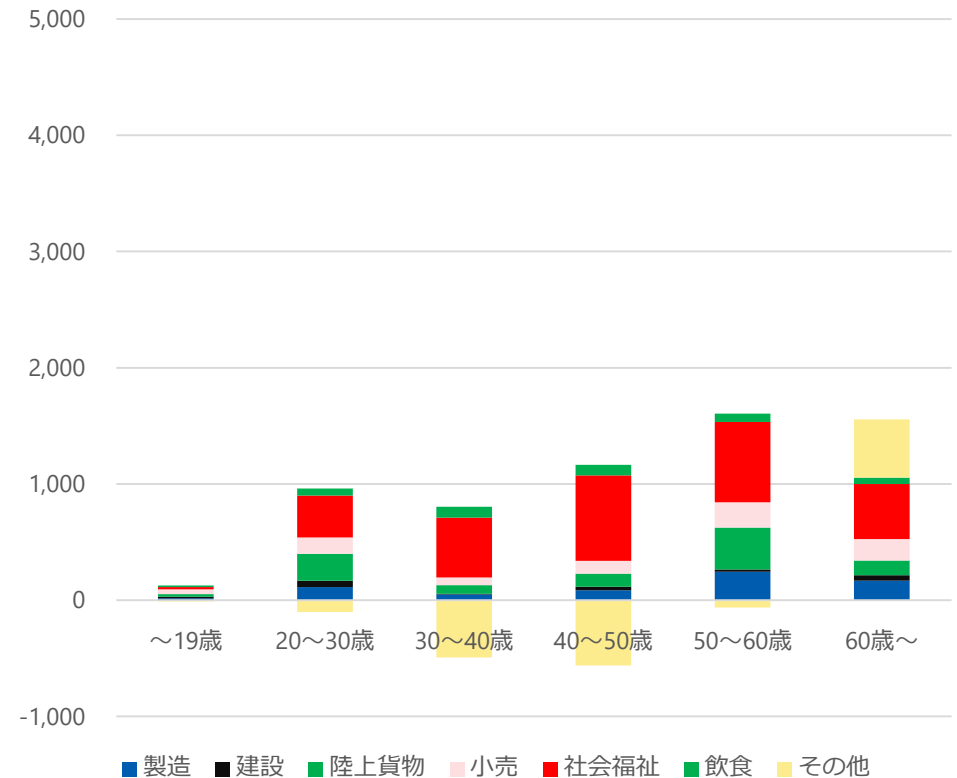
転倒

主要業種別・年齢層別の増分（2021年←2016年）



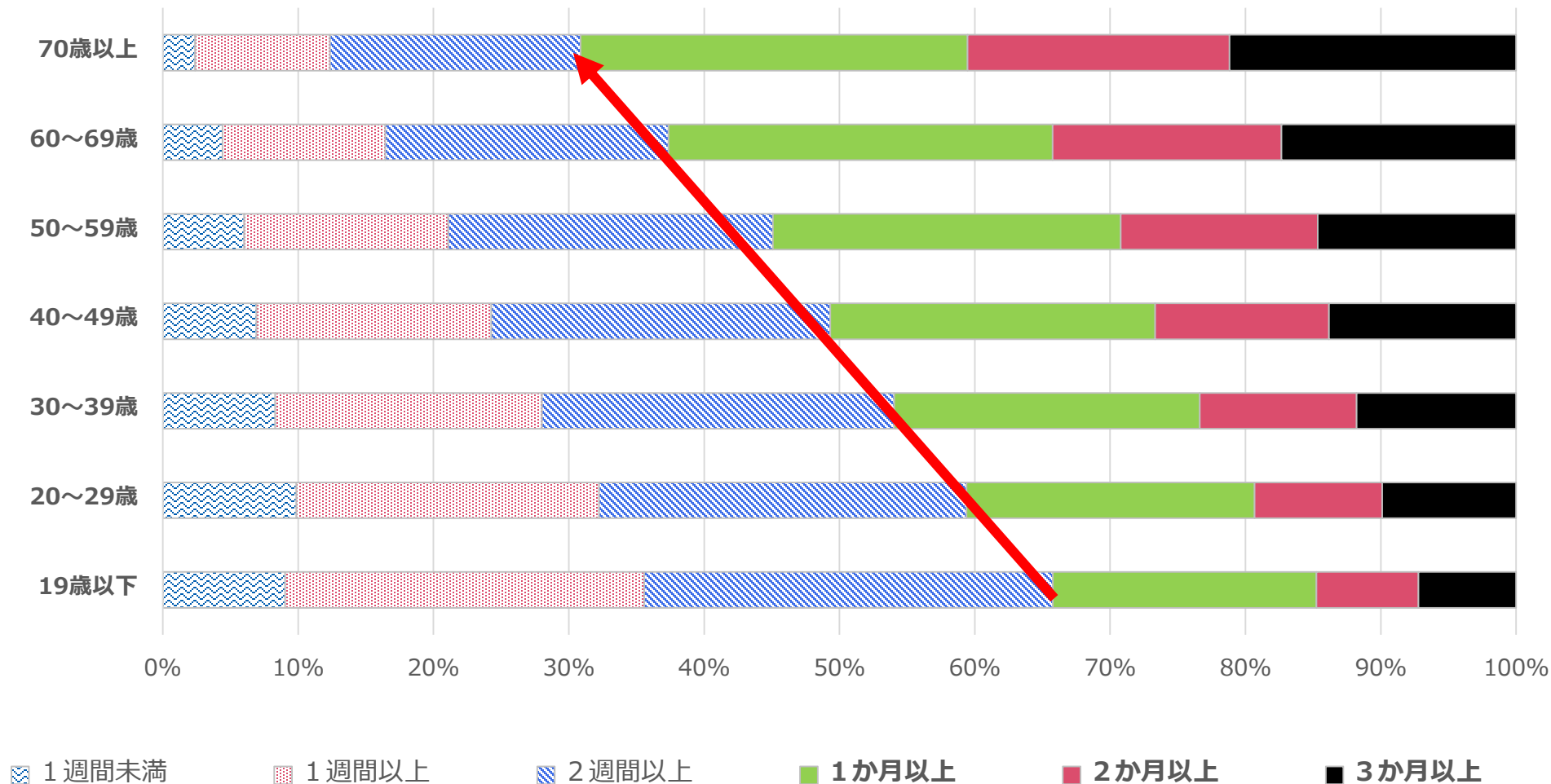
動作の反動・無理な動作

主要業種別・年齢層別の増分（2021年←2016年）



1 労働災害発生状況（休業期間×年齢）

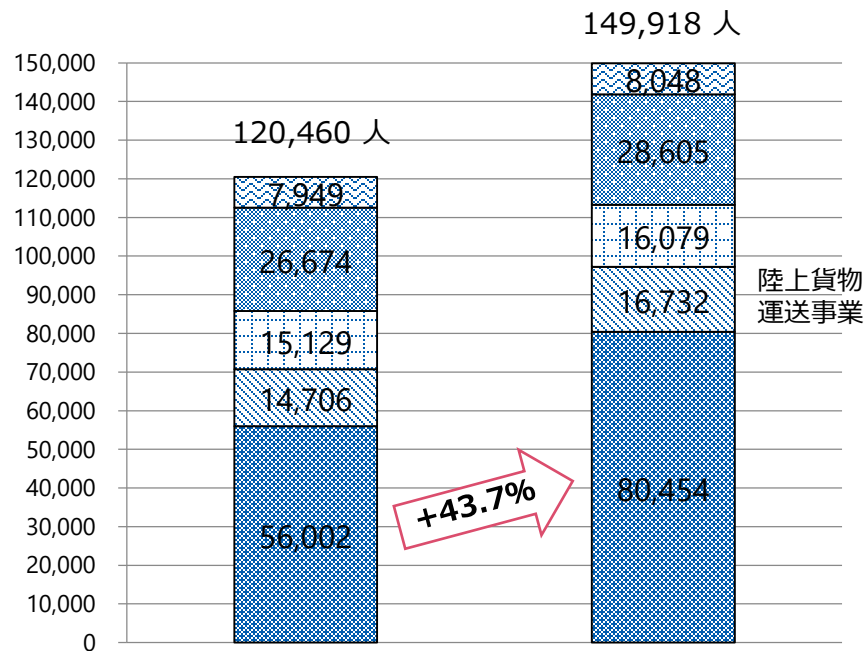
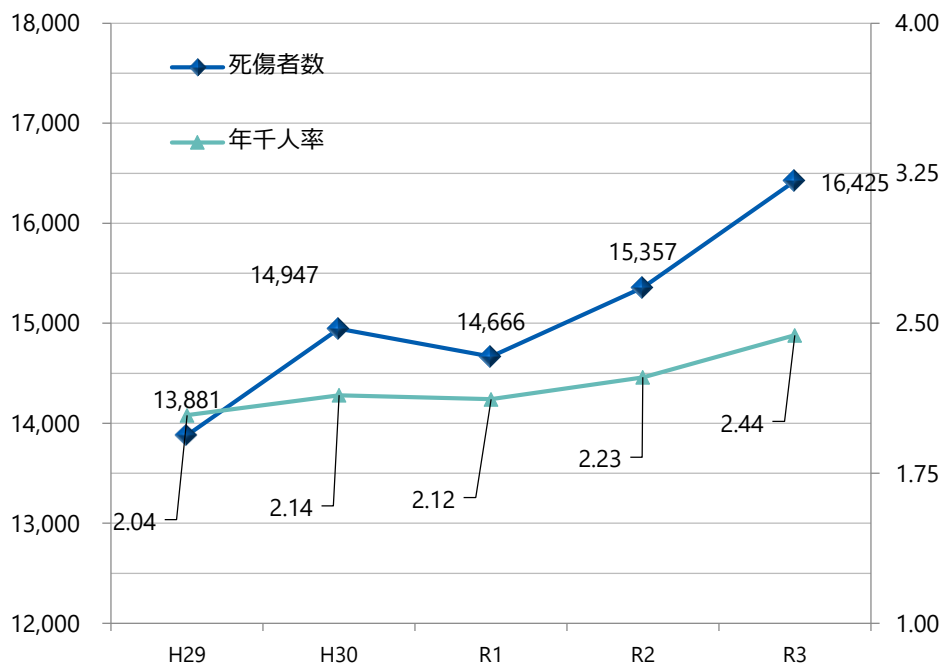
- 高齢になるほど休業期間は長く、40歳以上では労働災害の半分以上が休業1月以上



1 労働災害発生状況（小売業）

- 新型コロナによる労働災害を除いても小売業における労働災害の死傷者数及び年千人率は増加傾向

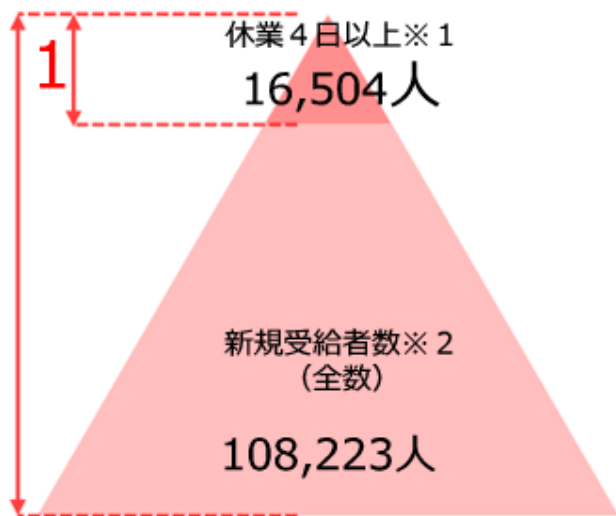
小売業（新型コロナ除く）



1 労働災害発生状況（小売業）

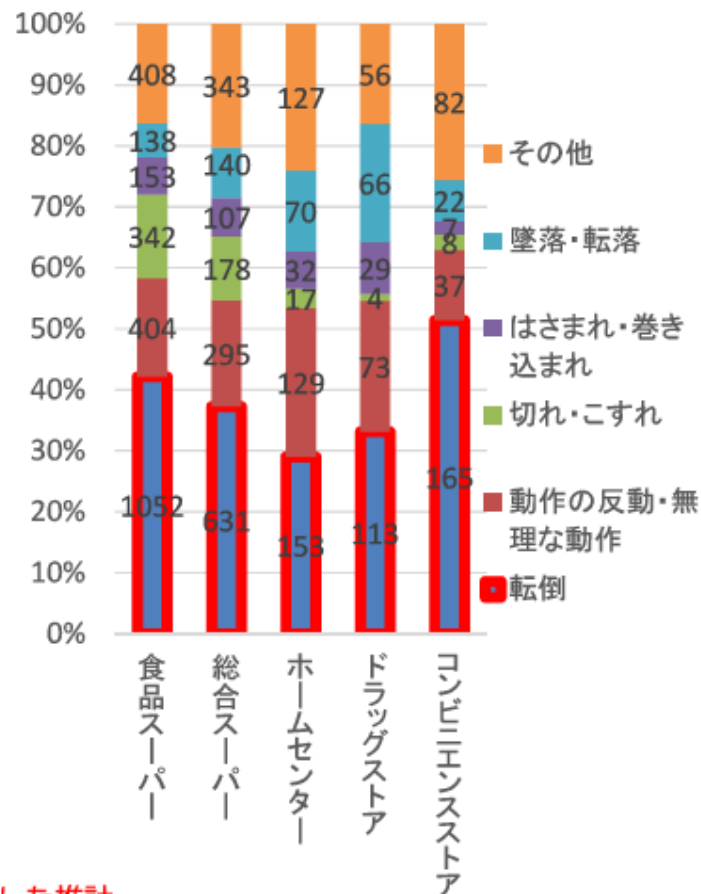
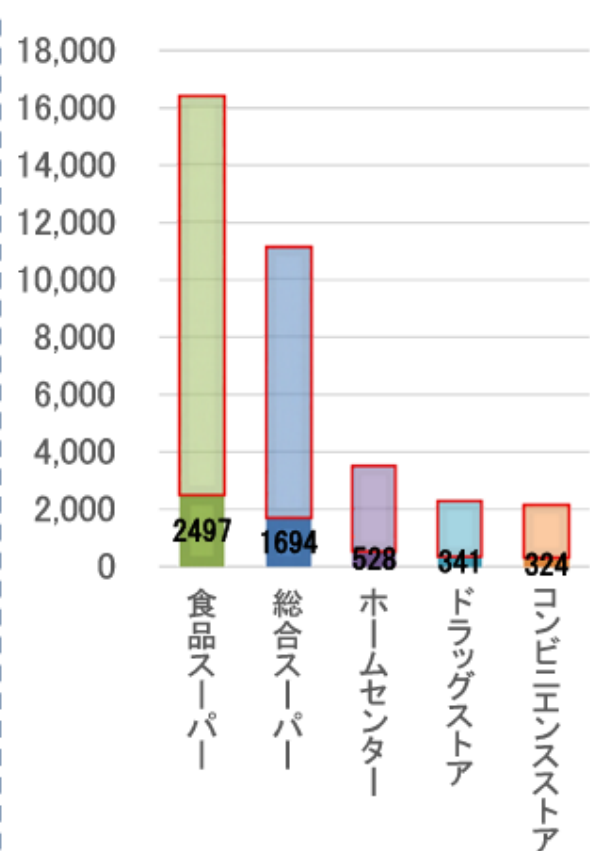
卸売業・小売業の労働災害発生状況

全体の労働災害は、
休業4日以上の労働災害の**約7倍**



※1 平成29年労働者死傷病報告より
※2 平成29年度労働者災害補償保険事業年報より
(新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)

小売業の業態別死傷者数（上位5業態） 小売業の業態別・事故の型別死傷者数



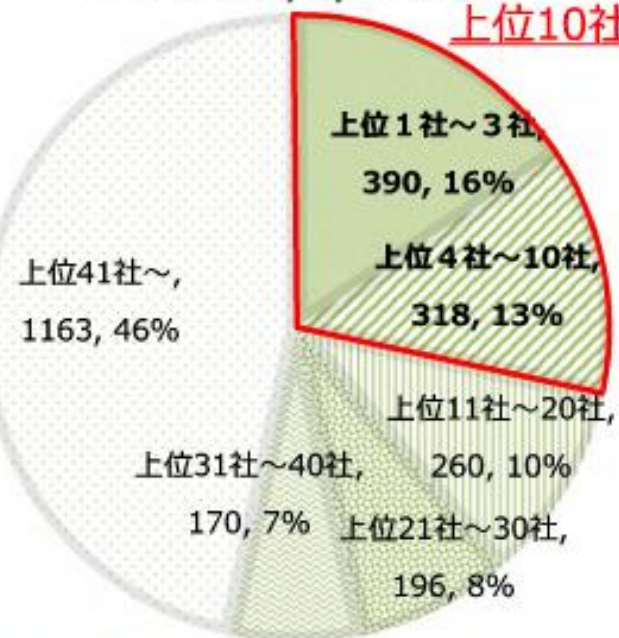
※ 赤枠部分は左図の割合より全数を算出した推計

出典：平成29年 労働者死傷病報告を元に中央労働災害防止協会が集計したものより抜粋

1 労働災害発生状況（食品スーパー）

企業単位別

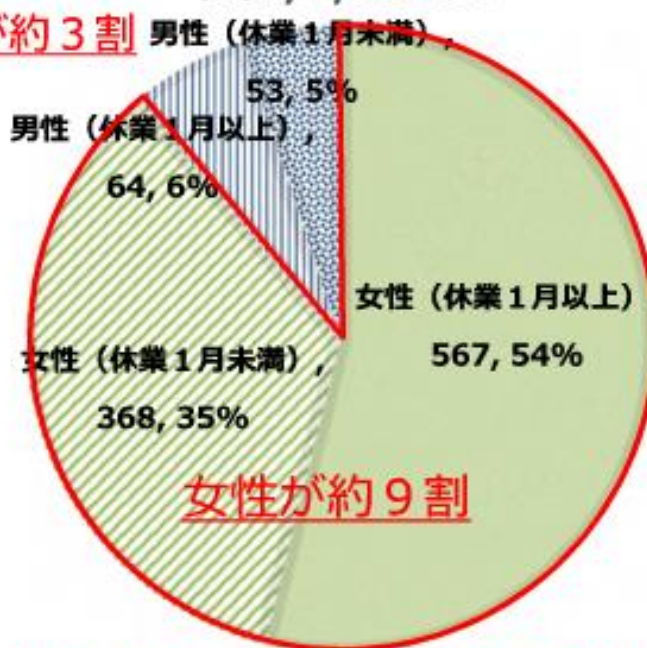
死傷者数, 2,497人



上位10社が約3割

転倒災害 性別・休業期間別

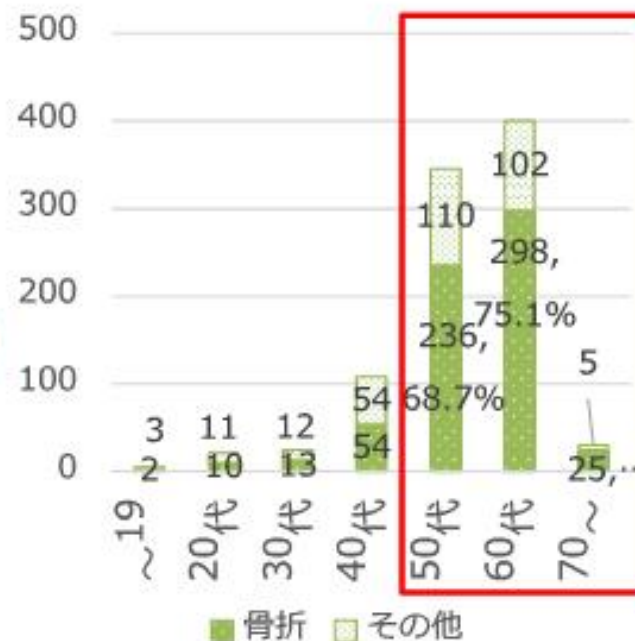
転倒, 1,052人



女性が約9割

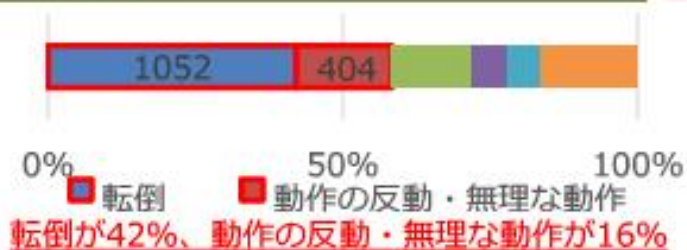
転倒災害 傷病性質別・年代別

女性の転倒, 935人



高齢となるほど多い
50代では骨折が約7割

事故の型別



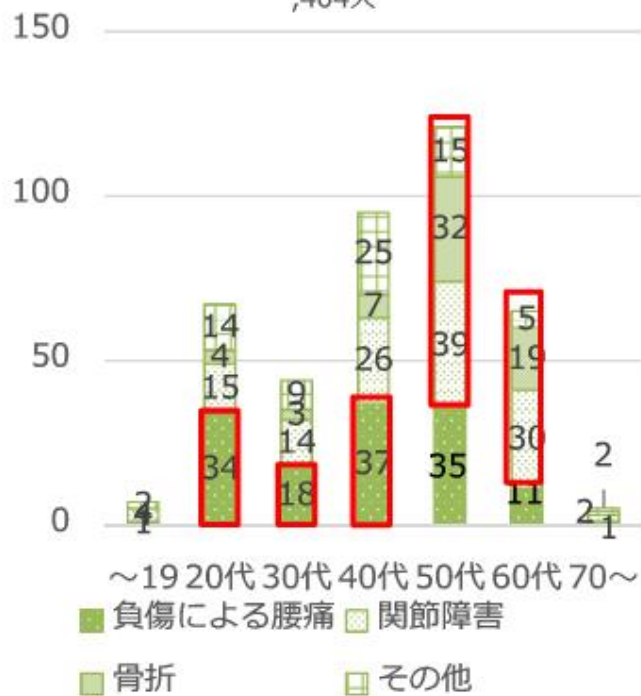
女性の転倒の約6割が休業1月以上

出典：平成29年 労働者死傷病報告を元に中央労働災害防止協会が集計したものより抜粋

1 労働災害発生状況（食品スーパー）

動作の反動・無理な動作
年代別・傷病性質別

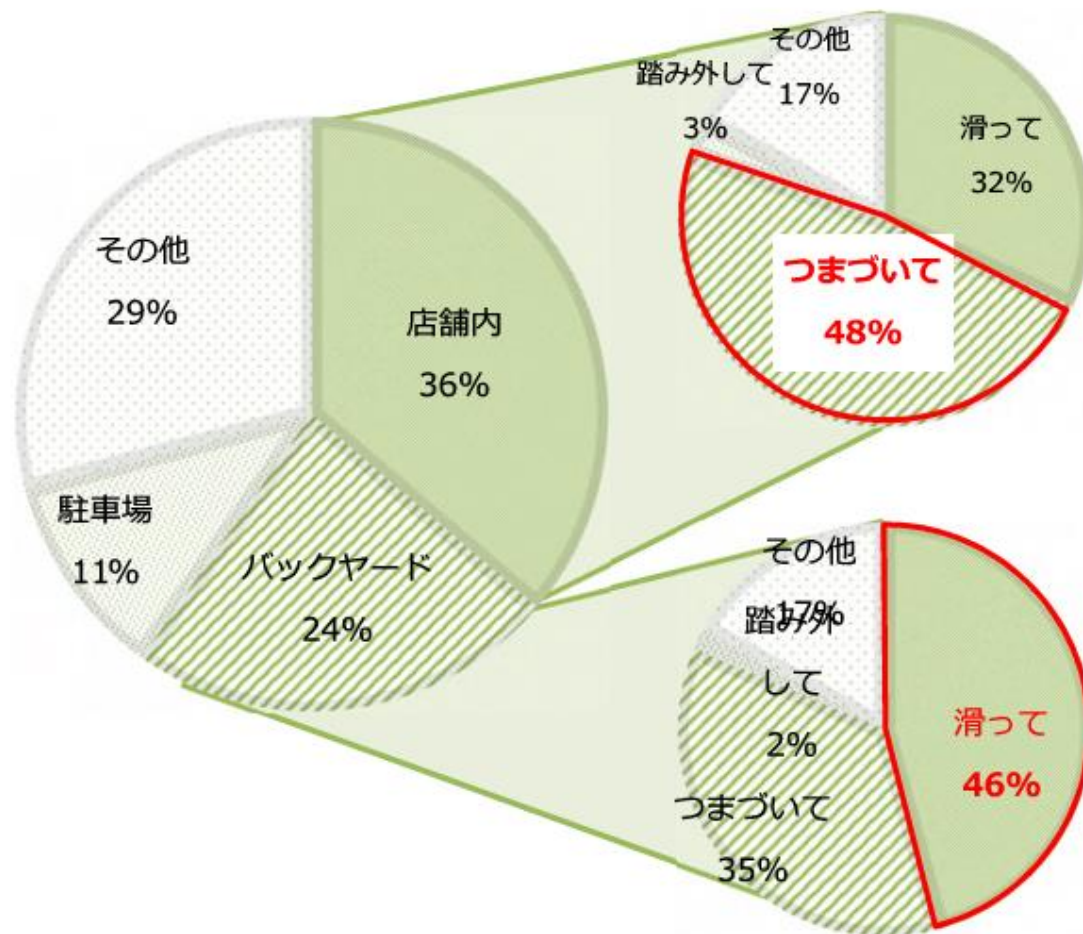
動作の反動・無理な動作
、404人



50代以降で関節障害、骨折が多い

転倒災害 発生場所別・要因別

以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年に食品スーパーで発生した転倒による労働災害1,052件から502件を抽出して集計したもの

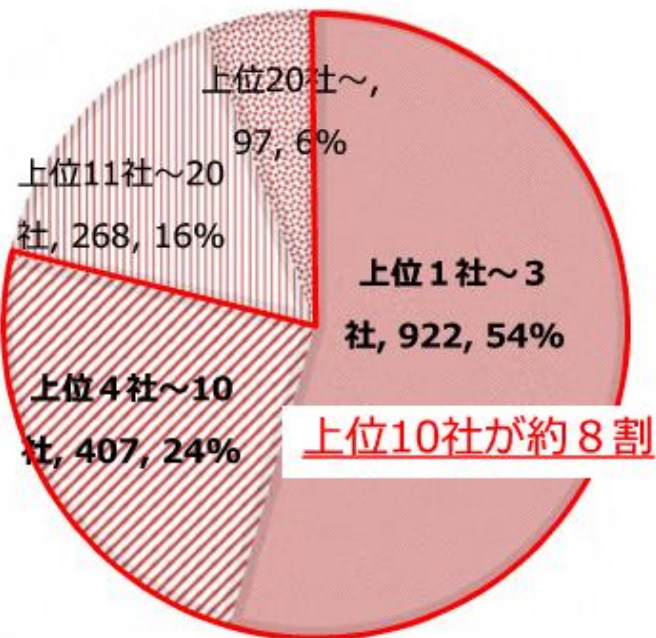


出典：平成29年 労働者死傷病報告を元に中央労働災害防止協会が集計したものより抜粋

1 労働災害発生状況（総合スーパー）

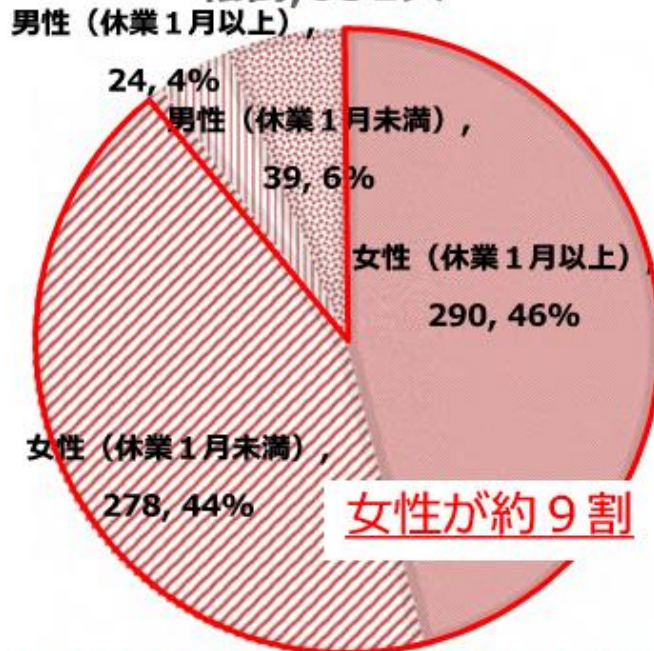
企業単位別

死傷者数, 1,694人



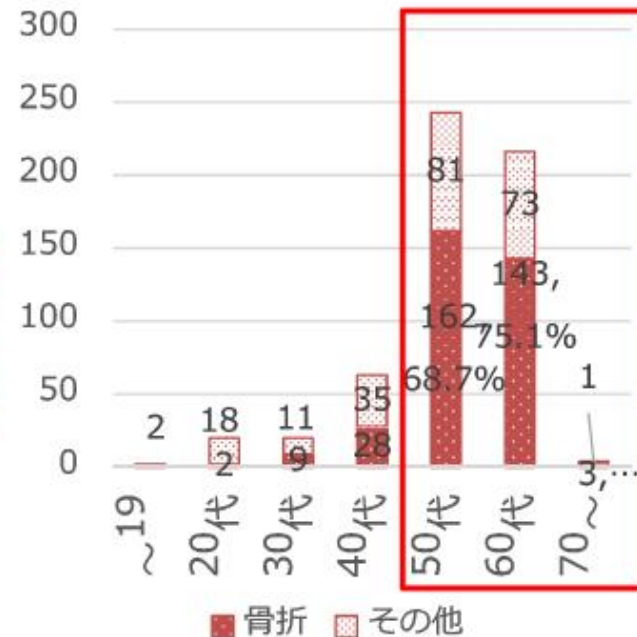
転倒災害 性別・休業期間別

転倒, 631人

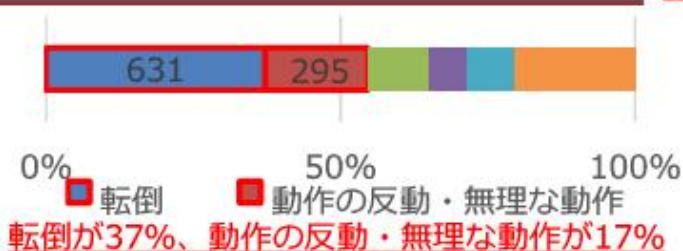


転倒災害 傷病性質別・年代別

女性の転倒, 568人



事故の型別



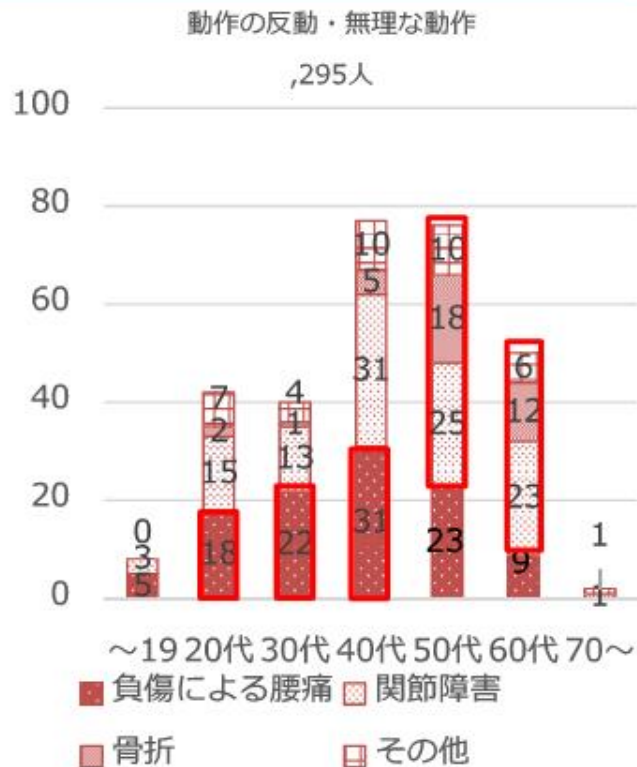
女性の転倒の約5割が休業1月以上

高齢となるほど多い
50代では骨折が約7割

出典：平成29年 労働者死傷病報告を元に中央労働災害防止協会が集計したものより抜粋

1 労働災害発生状況（総合スーパー）

動作の反動・無理な動作
年代別・傷病性質別

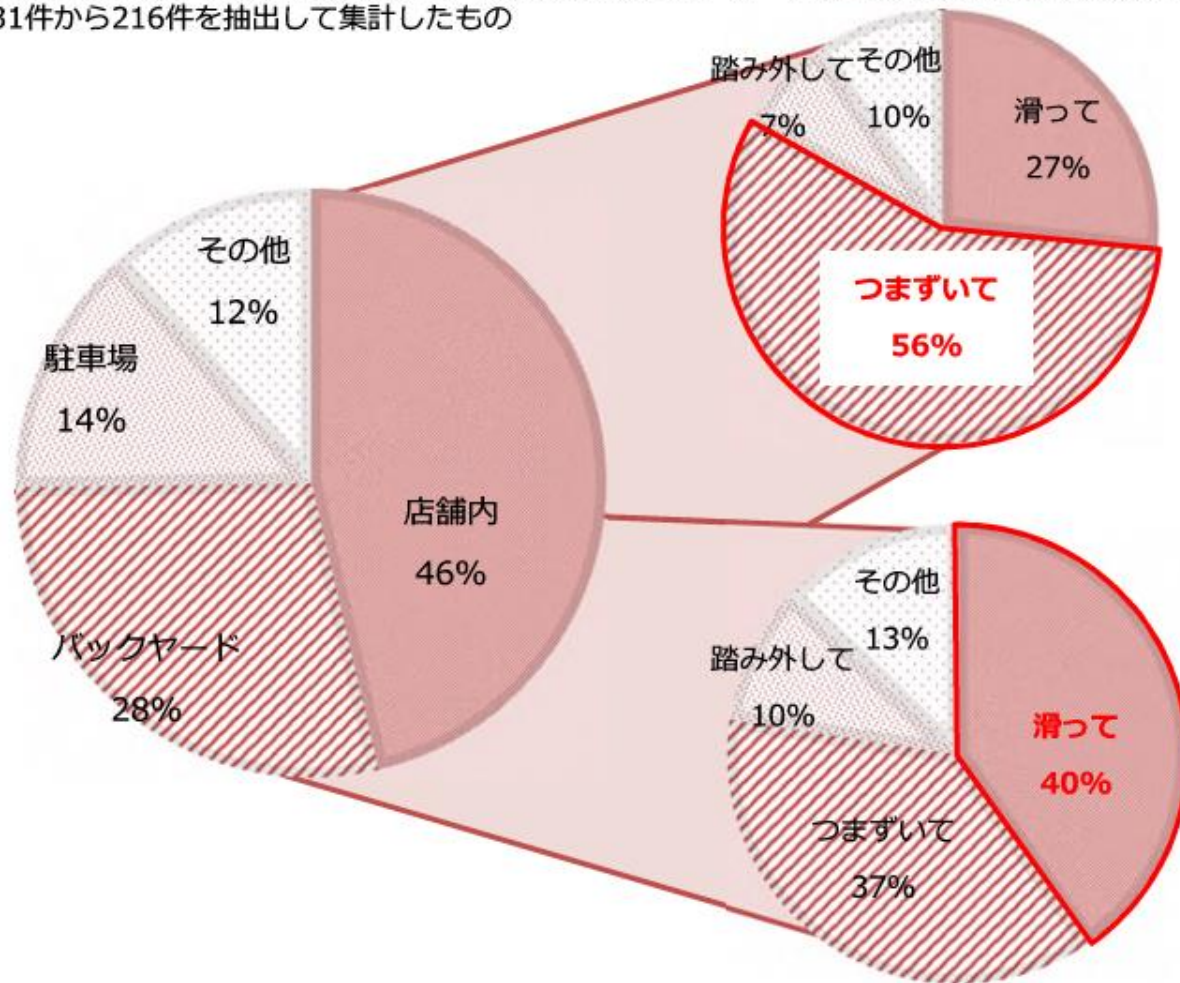


50代以降で関節障害、骨折が多い

出典：平成29年 労働者死傷病報告を元に中央労働災害防止協会が集計したものより抜粋

転倒災害 発生場所別・要因別

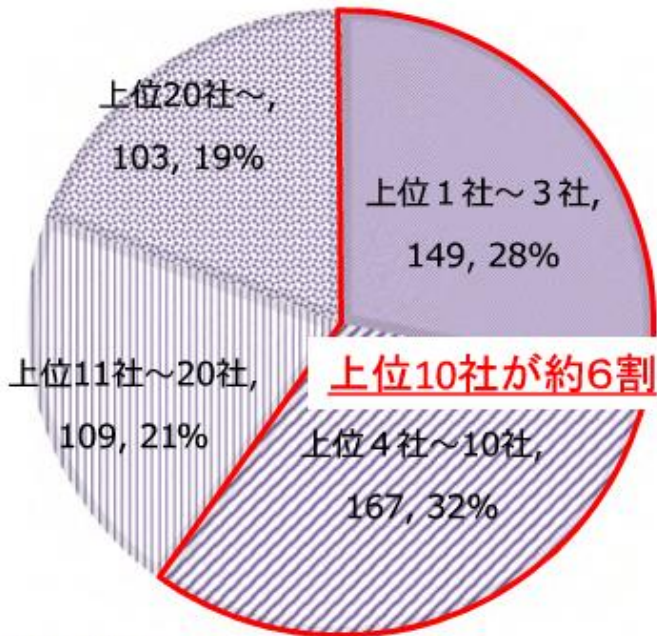
以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年に総合スーパーで発生した転倒による労働災害631件から216件を抽出して集計したもの



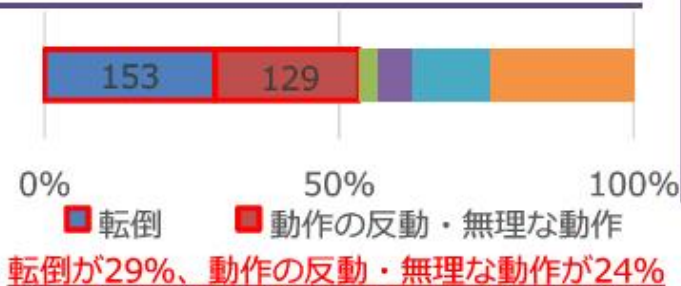
1 労働災害発生状況（ホームセンター）

企業単位別

死傷者数,528人

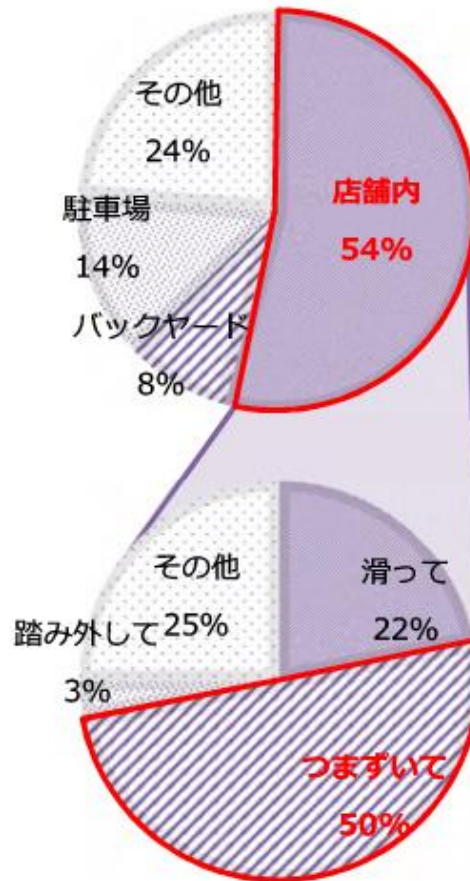


事故の型別



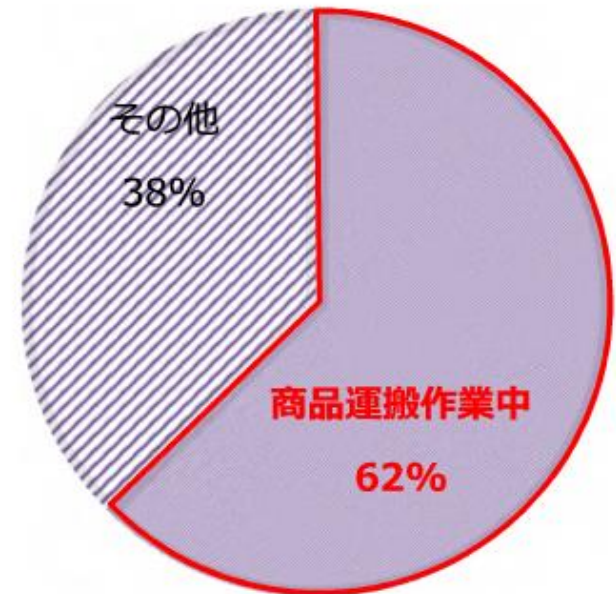
転倒災害 発生場所別・要因別

以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年にホームセンターで発生した転倒による労働災害153件から59件を抽出して集計したもの



動作の反動・無理な動作 作業別

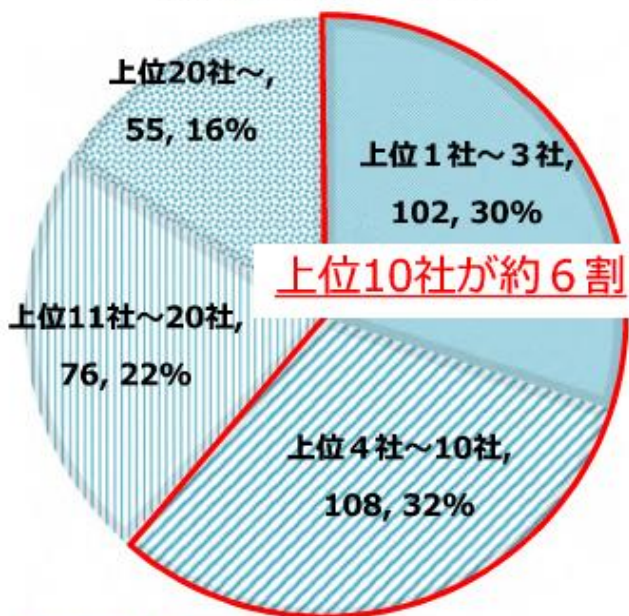
以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年にホームセンターで発生した動作の反動・無理な動作による労働災害129件から48件を抽出して集計したもの



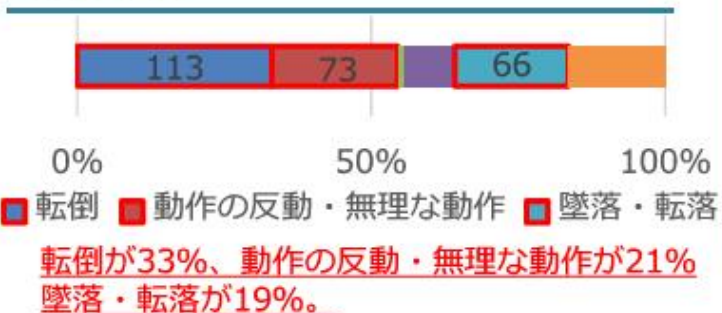
1 労働災害発生状況（ドラッグストア）

企業単位別

死傷者数,341人

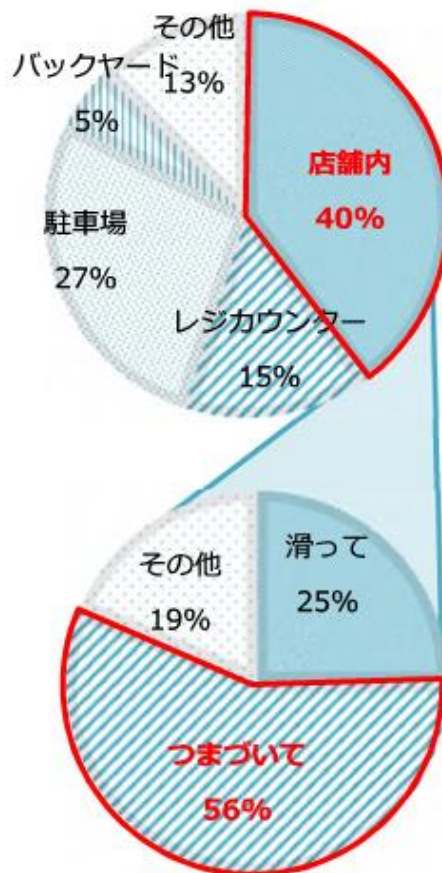


事故の型別



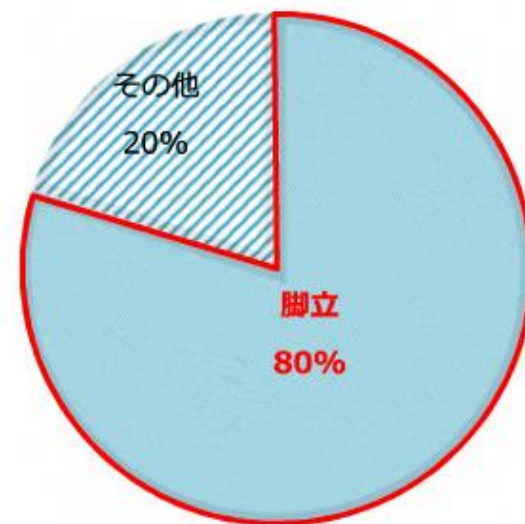
転倒災害 発生場所別・要因別

以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年にドラッグストアで発生した転倒による労働災害113件から40件を抽出して集計したもの



墜落・転落災害 起因物別

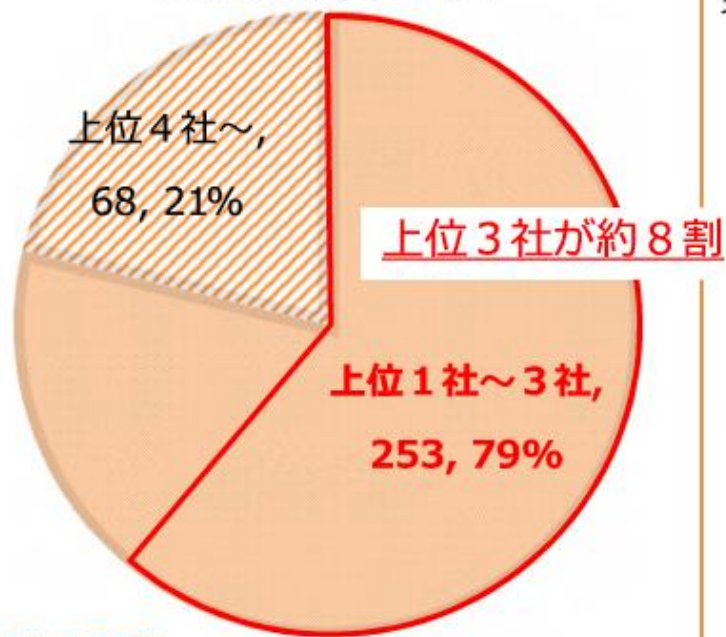
以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年にドラッグストアで発生した墜落・転落による労働災害29件から10件を抽出して集計したもの



1 労働災害発生状況（コンビニエンスストア）

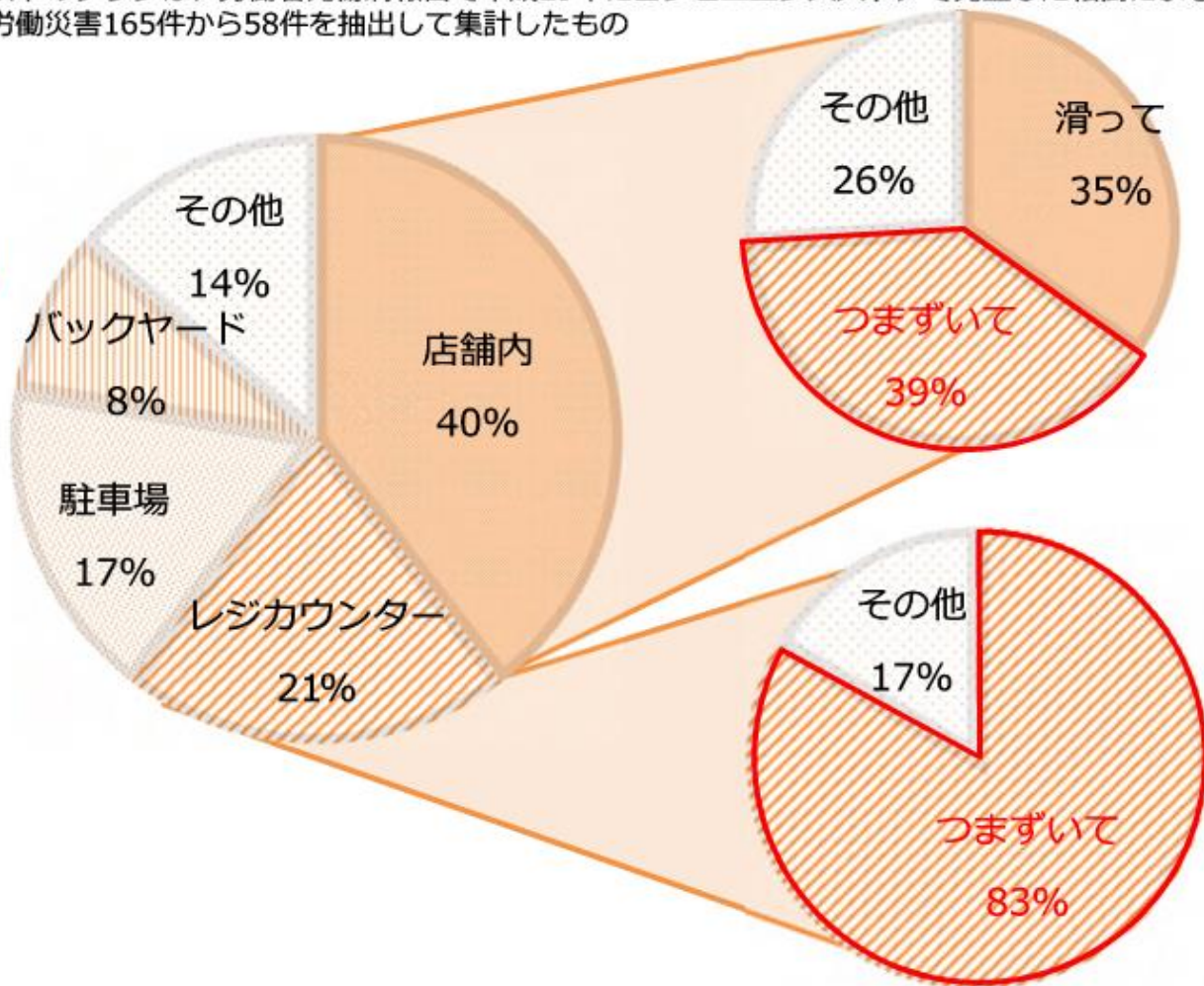
企業単位別

死傷者数, 321人



転倒災害 発生場所別・要因別

以下のグラフは、労働者死傷病報告で平成29年にコンビニエンスストアで発生した転倒による労働災害165件から58件を抽出して集計したもの



事故の型別



2 課題を受けた取組

課題

転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が増加

要因

高齢化
(身体機能低下)

人手不足・働き方の多様化
(教育の難しさ)

転倒や腰痛等に対する
我が事としての意識の低さ

対策

- エイジフレンドリーガイドライン・補助金

- 各種教育教材の開発

- **SAFEコンソーシアムの設置**
- **SAFE協議会の設置**

- 好事例の発信
- 教育教材の広報

- 転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会

3 SAFEコンソーシアム

Safe Action For Employees コンソーシアムの趣旨・目的

SAFEを旗印に、国民の安全衛生意識を向上させ、「従業員を幸せにするための安全アクション」(SAFEアクション)により、安全で健康に働くことのできる職場環境を構築することを目的とする

SAFEコンソーシアムの組織体制・実施事項

● SAFEアクション推進幹事会

産業界のSAFEアクションの創出のための取組をファシリテートする

● SAFEアクションアドバイザー

メンバーのSAFEアクションの創出を支援

● 企業・団体メンバー ● 従業員・個人メンバー

主にSAFEアクション推進メンバーと連携したSAFEアクションを実施

● 地方協議会メンバー

協議会メンバー間でのSAFEアクションを実施

SAFEコンソーシアムの取組・メンバーのメリット

- ① SAFEアクションの優良事例への表彰 (SAFEアワード)
- ② 広報ツールの活用 (ロゴマーク、バナー、ポスター等)
- ③ コンソーシアム事務局主催イベントによる事業連携マッチング 等



SAFEアクション推進幹事会

- ・関係省庁
- ・関係事業者団体

SAFEアクションアドバイザー

- ・労災防止ソリューション企業・団体
(靴メーカー、介護支援機器メーカー、フィットネス企業 etc)
- ・研究機関 (大学、安全衛生総合研究所)
- ・産業保健総合支援センター etc

企業・団体メンバー

- ・労働災害防止に取り組む企業・団体
- ・あんぜんプロジェクトメンバー
- ・安全・安心店舗施設づくり推進運動メンバー

地方協議会メンバー

- ・労働局
- ・小売業企業、介護施設の法人
- ・関係団体、地方公共団体 etc

従業員・個人メンバー

- ・作業員
- ・介護福祉士
- ・フリーランス
- ・一人親方の作業員 etc



SAFEコンソーシアム

検索

3 SAFEコンソーシアムへの加盟方法

加盟方法

SAFEコンソーシアム加盟要件

「SAFEコンソーシアム」の趣旨に賛同し、コンソーシアム加盟の意思を示した団体をご加盟いただけます。
(加盟の可否についてはSAFEコンソーシアム事務局による承認が必要となります)
※加盟要件の詳細は、「[SAFEコンソーシアム加盟規約](#)」をご参照ください。

SAFEコンソーシアム加盟の流れ

STEP1

コンソーシアム
加盟規約に同意

STEP2

申請書ダウンロード、
必要事項の記入

STEP3

申請フォームにて
基本情報入力、
申請書添付の上
送信

STEP4

申請いただいた内容を
事務局で確認の上、
コンソーシアム加盟
可否を連絡

▶ 加盟申請をおこなう

申請はこちらから



3 SAFEコンソーシアムへの加盟方法

加盟基準

- (1)すべての従業員の幸せを願い、転倒・腰痛を始めとした労働災害防止の機運の醸成や企業や労働者の行動変容のためのアクションに取り組む企業、団体であること。
- (2)長期的かつ継続的に、従業員のための安全活動に取り組む意思があること。
- (3)加盟団体間での、特設サイトやシンポジウム内における取組内容共有に同意いただけること。
- (4)取組内容および、コンソーシアムの活動内容について自社ホームページやSNSなどにおいても積極的に公表をおこなうこと。

SAFE コンソーシアム加盟申請書

- 貴コンソーシアムの規約に同意し趣旨に賛同いたしましたので、加盟を申し込みます。
 SAFEコンソーシアムのホームページ、SAFEコンソーシアムが主催/参加する事業やイベント等での展示物およびSAFEコンソーシアム作成の広報チラシなどへ会員会社名のリストを掲載させていただきます。同意したことを確認のうえチェックをお願いします。

1. 加盟申し込み

申込日	年 月 日
企業(団体)名	ふりがな

2. コンソーシアム加盟にあたってのアンケート

コンソーシアムの活動計画の策定に当たって必要な情報となりますので必ずご記入をお願いします。

現状の具体的な 取り組み	
今後実施予定の取り組み	
その他 自由記述	埼玉小売業 SAFE 協議会メンバーとしての加盟

本申請書をご記入いただき、コンソーシアム加盟フォーム内「ファイル添付①」に添付をお願いいたします

【個人情報の取り扱いについて】

本申込書により得られた個人情報は、本件の申込手続等に利用する他、下記の目的のために利用させていただきます。

- SAFEコンソーシアム及び各種連絡事項配信
- 会員名簿および会員メーリングリストの作成
- SAFEコンソーシアムが主催するセミナー、イベント等のご案内

3 SAFEコンソーシアム

無料
オンラインも可能



シンポジウムの開催予定

シンポジウムへの参加はこちらから

仙台

日時：2022年10月11日（火）
15:30開場 16:00開始

会場：ぐりりホール
（仙台市営南北線 長町 徒歩5分）

登壇者：株式会社仙台89ERS 代表取締役社長
志村雄彦氏

大阪

日時：2022年10月24日（月）
12:30開場 13:30開始（予定）

会場：オーバルホール
（JR大阪駅(桜橋口)から徒歩8分）

登壇者：北京オリンピック銀メダリスト
朝原宣治氏

新潟

日時：2022年10月28日（金）
13:30開場 14:00開始（予定）

会場：新潟市民プラザ
（JR新潟駅万代口北口
駅前バスターミナルより
「古町」バス停下車 徒歩1分）
日本バレーボール協会（JVA）会長
川合俊一氏

静岡

日時：2022年11月2日（水）
15:30開場 16:00開始

会場：グランシップ10階
（JR東静岡駅から徒歩3分）

登壇者：スポーツ心理学者／五輪メダリスト／博士
（システムデザイン・マネジメント学）
田中ウルヴェ京氏

広島

日時：2022年11月7日（月）
16:00開場 17:00開始

会場：広島国際会議場 ダリア
（JR広島駅からタクシー15分
広島電鉄「原爆ドーム前」電停徒歩10分）

登壇者：青山学院大学陸上競技部 監督
原晋氏

香川

日時：2022年11月上旬以降（予定）
会場：※後日更新
登壇者：※後日更新

東京

日時：2023年2月中旬予定
会場：※後日更新
登壇者：※後日更新

4 S A F E 協議会の今後の進め方

1. まず、S A F Eコンソーシアムへの申請をお願いします。**こちら
は、必ずお願いします！**
2. 労働局から本日御出席いただいた皆様に対し、次回協議会の案内
や、労働災害防止、健康経営に関する情報を配信します！
※本日登録いただいた連絡先に配信
3. 協議会は年2回の開催を予定しており、次回は1月頃です。**ぜひ、
次回も参加をお願いします！**
4. 次回事例発表いただける企業の取組事例を募集します。**ぜひ、積
極的にお願いします！こちらからお声かけもさせていただきます。**
5. S A F Eアワードに応募する取組事例を募集します。（詳細は後
日案内）**こちらもぜひ、積極的にお願いします！**

埼玉県の小売業全体の安全衛生意識の啓発・安全衛生水準の向上を推進

5 健康経営埼玉推進協議会

- 埼玉県では、県、さいたま市、協会けんぽ埼玉支部、健保連埼玉連合会を構成員とする「健康経営埼玉推進協議会」を設立し、健康経営の普及を推進
- 健康経営の広範囲への普及、健康経営に対するきめ細かいフォローアップを行うため協力事業者も募り「オール埼玉」で健康経営をサポート
- 令和4年7月より埼玉労働局も構成員に参画
- 埼玉県SAFE協議会で得られた健康経営につながる好事例を本協議会で発信

健康経営埼玉推進協議会

埼玉労働局

埼玉県

さいたま市

全国健康保険
協会埼玉支部

健康保険組合
連合会埼玉連合会

オブザーバー

- ・ 関東経済産業局
- ・ 関東信越厚生局
- ・ 埼玉県信用保証協会
- ・ 埼玉県医師会
- ・ 埼玉産業保健総合支援センター
- ・ 埼玉県商工会議所連合会
- ・ 埼玉県商工会連合会
- ・ 埼玉県中小企業団体中央会

健康経営をサポートする協力事業者（16団体）

アクサ生命保険株式会社、大塚製薬株式会社、埼玉県社会保険労務士会、埼玉縣信用金庫、一般社団法人埼玉県中小企業診断協会、株式会社埼玉りそな銀行、住友生命保険相互会社、損害保険ジャパン株式会社、SOMPOひまわり生命保険株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、株式会社日本政策金融公庫、日本生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社、株式会社武蔵野銀行、明治安田生命保険相互会社

健康経営の普及・健康経営実践企業へのフォローアップ

5 健康経営埼玉推進協議会



6 対策に役立つツールの紹介



小さなことからコツコツと… 職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!



滑り^{!!!}の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないかたたり靴底がすり減っていたりする靴などは、転倒の原因になります。

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くようにしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、靴底が大きくすり減ってきたら、すぐ買い換えましょう。



つまみずき^{!!!}の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つまみずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなどの対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整理・整頓**を行いましょう。



踏み外し^{!!!}の予防ポイント

照明が暗い、大きな荷物を抱えているなど、足元の見えづらい状態は階段の踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態で昇り降り**しましょう。
- 階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行いましょう。



腰痛^{!!!}の予防ポイント

重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負担のかかる作業は非常に危険です。また、滑り、つまみずき、踏み外しでバランスを崩すと、腰痛につながる可能性があります。

- 台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰かに手伝ってもらうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃがんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、**適切な作業姿勢・動作を意識**しましょう。
- 無理のない範囲での**ストレッチ**も効果的です。

スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャル動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる…? 気になる方は動画をチェック!

動画はこちらから▼



小売業、飲食店、社会福祉施設の
労働災害を防止しよう！

労働災害を減少させた 好事例の紹介



小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害が減少しない中、精力的に労働災害防止に取り組み、労働災害を減少させた企業・法人があります。これらの企業・法人を好事例として紹介します。

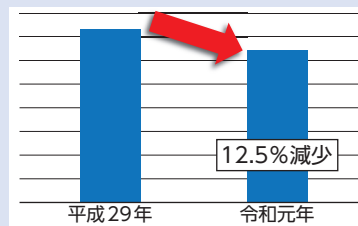
好事例 1：小売業 A 社（総合スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 3,700 億円 (R1.2)
 店舗：154 店 (R1.11)
 従業員：約 23,000 人 (H31)

労働災害発生状況

令和元年の労働災害(不休含む)は、平成 29 年比、12.5%減少した。



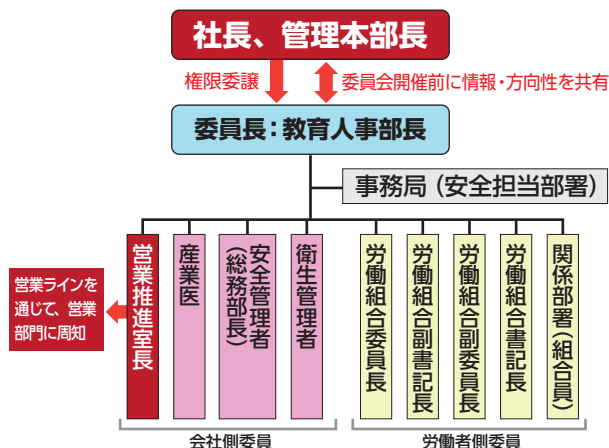
ここ数年の主な労働災害防止活動

本社中央労働安全衛生委員会 主導の取り組み

平成 28 年度から、全店舗の労働災害発生状況の分析などを基に、再発防止対策の検討を開始した。平成 30 年度からは、店舗営業を担う営業推進室長が加わり、本委員会の決定事項が、直接、店舗部門に指示されるようになった。

本社中央労働安全衛生委員会

全店舗に決定事項を徹底できるようになった



高さ 80cm 以下の脚立の廃止

全店舗にある高さ 80cm 以下の脚立 437 台を廃止し、新たに踏台 614 台を購入した。一方、高さ 80cm 超の脚立は、墜落時保護用ヘルメット着用などをルール化した。

ほとんどの作業は、脚立ではなく踏台で作業できる



(改善前：脚立) 高さ80cm以下 (改善後：踏台)

高さ80cm超の脚立は、正しい使い方をルール化



脚立の正しい使い方

- ヘルメット着用
- 一人作業禁止
- 補助者は側面から補助
- 正しい向きに設置(写真)
- 天板に乗らない
- 物を持って昇降禁止

高さ 80cm 超

すべり防止用、耐滑性に優れた靴の会社支給

デリカ部門には、耐滑性に優れた靴を会社支給した。月 1 回点検し、スリップサインが出たら交換する。



3ヶ所の内、2ヶ所以上が磨り減ってきたら、必ず交換すること！



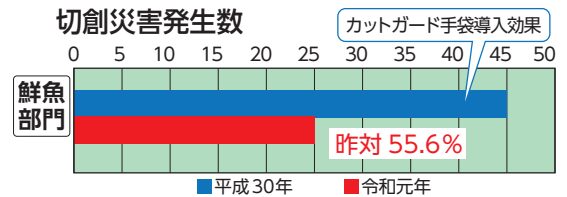
切創防止用手袋の会社支給

鮮魚部門

平成30年10月、切創防止用手袋を会社支給し、切創災害は大幅に減少した。また、新人研修では、「包丁を扱う時は必ず2重で手袋をつける」を徹底し、習慣づけている。



切創防止用手袋



青果部門

野菜カット時、段ボール開封時の切創が多いため、常時着用する「耐切創軍手」を会社支給した。



耐切創軍手

機械清掃による床ふき残しチェック

開店前の転倒災害が最も多く、中でも機械清掃の床ふき残し箇所での転倒災害が多発していたことから、清掃業者の協力の下、ふき残し箇所をモップでふき取る対策を行った。



モップ

社長による朝礼訓示“店内は小走り禁止”など

小走りによる転倒災害が多発していたため、始業45分前に店内放送で、社長が「小走りはダメです」など安全の訓示を行う。社長の一言は従業員に効果あり。

従業員へのeラーニングによる安全教育

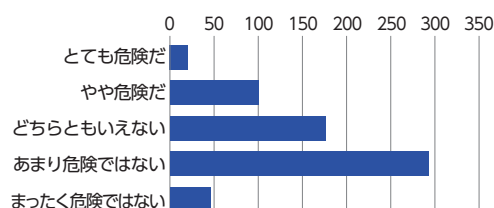
シフト制、短時間労働のパート従業員が多く、雇い入れ時教育以外は集合教育が難しいため、eラーニングで安全教育をスタートした。視聴覚教材「小売業の労働災害を防止しよう！」<https://youtu.be/Monmu3ZliWc> (労働安全衛生総合研究所) の教育効果は高かった(下右図)。



視聴覚教材「小売業の労働災害を防止しよう！」

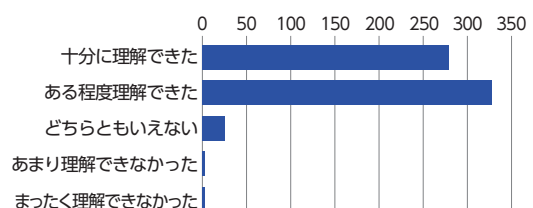
受講後アンケート結果 (有効回答637)

問 いつもの仕事は危険だと思いますか？



(視聴覚教材を見て)

問 どうすれば労働災害が防止できるか理解できましたか？



受講者の声

- ・店内やバックルームの床濡れ、整理・整頓できていないことで転倒、はみ出し陳列による転倒など、身近な危険がいっぱい潜んでいることに気づかされた。
- ・労働災害は、建設業や製造業に多いと思っていたのですが、小売業で増えていることが意外でした。
- ・決まっているルールを守る、守らせることが本当に大切だということを実感した。

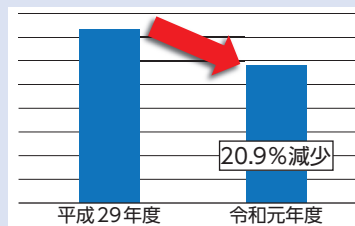
好事例 2：小売業 B 社（食品スーパーマーケット）

企業情報

売上：約 2,350 億円 (R1.3)
店舗：78 店 (R2.2)
従業員：約 10,000 人 (R2.2)

労働災害等発生状況

令和元年度の労働災害等（不休・通勤含む）は、平成 29 年度比、20.9% 減少した。



ここ数年の主な労働災害防止活動

本社安全衛生委員会主導の取り組み

店舗を監督するエリアマネージャーが参加し、全店舗の労働災害防止や労務管理に関する報告を行う。それを基に、安全対策の検討、安全操作マニュアル等の改訂、設備面の対策等について主管部署に提言する。

労働災害情報の一斉配信

労働災害が発生したら、即座に本社・全店舗に労働災害発生速報が配信される。

安全操作マニュアルの整備

作業マニュアルに定められた標準作業を対象に、作業の安全（保護具の着用、包丁の正しい操作など）が安全操作マニュアルにまとめられている。

【改善事例】生イカの唐揚げ作業時、はねた油が顔面に飛散し火傷災害が発生。生イカに付着した水分で油はねが発生するため、クロスによる水分の拭き取り作業手順を安全操作マニュアルに追加した。

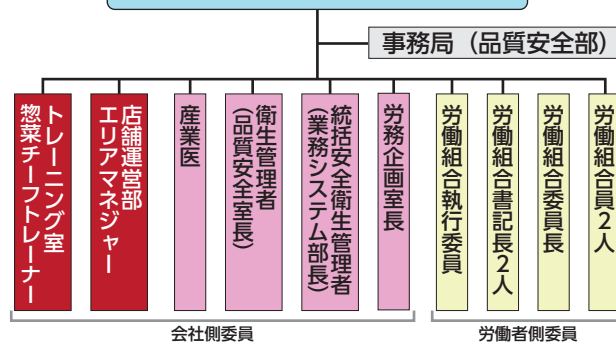
切創防止用手袋の会社支給

包丁を扱う作業は、会社支給の切創防止用手袋を左手に着用、生食商品を製造する場合はその上に衛生用手袋を着用する。また、冷凍魚・鮭鱒の身卸しなど、強い力が必要な作業は、切創防止用手袋の上に金属製メッシュ手袋を重ねて着用し、保護性能を高めている。



本社労働安全衛生委員会

委員長：品質安全部長（安全管理者）



耐滑性に優れた靴の会社貸与

精肉、鮮魚、デリカ、ベーカリー部門では、耐滑性に優れた靴を会社貸与した。



腕用保護カバーの会社支給

フライヤーやオープン作業では、火傷防止用に腕用保護カバーを着用し、オープン壁面などへの素肌の接触を防ぐ。



本質的な再発防止対策

【事例】

保護メガネを着けずに薬剤飛沫が眼に入る労働災害が連続した。原因調査の結果、ゴーグルタイプ着用時の圧迫感や、顔に密着するため他人との共用を嫌うことなどが不着用の原因とわかり、メガネタイプに変更した。



(改善前：ゴーグルタイプ)



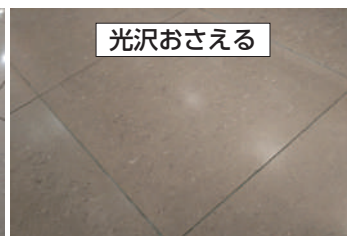
(改善後：メガネタイプ)

床材の見直し

新店舗の設計で採用された光沢があり見映えがよい床材は、水濡れですべりやすかったことから、床材を見直し、よりすべりにくい床材に変更した。



光沢あり



光沢おさえる

(改善前：すべりやすい)

(改善後：すべりにくい)

従業員への安全教育

月1回、従業員は各自で安全操作マニュアル等を読み直し標準作業を再確認する。また、eラーニングを活用した定期安全教育を実施。ヒヤリハット事例は、改善事例登録システムにより全店舗で共有を図っている。

朝礼・午後礼・夕礼による安全意識の啓発

1日3回、朝礼・午後礼・夕礼を実施し、その中で、週1回、安全意識の啓発を行っている。その内容は本社品質安全部で、繁忙期や季節特性、労働災害の発生傾向等を踏まえて作成している。

店舗ハザードマップ

従業員に危険箇所を周知している。年1回見直しを行っている。

労災ハザードマップ(発生しそうな危険な場所)



小走り対策

接客を急ぐあまり、小走りをした際の転倒災害が多発しているため、部門責任者にインカム（無線）を装着させ、接客時の不要な移動や小走りを減らす取り組みを行っている。



店舗安全衛生チェックリスト

月1回、店舗の安全衛生チェックを実施している。チェック項目は、安全操作マニュアル等の中から、過去の労働災害などを基に選定する他、季節特有項目もある。60項目以上のチェック項目のうち、本社品質安全部が、実施頻度や時期を考慮し、毎回、約25項目を抽出している。

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

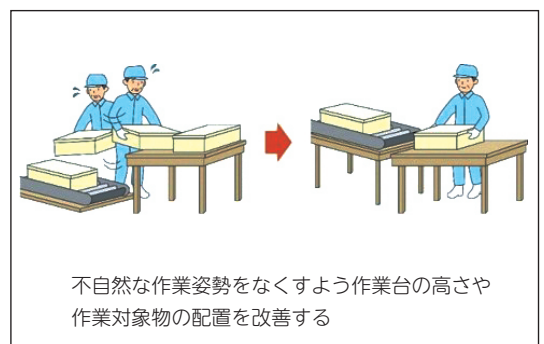
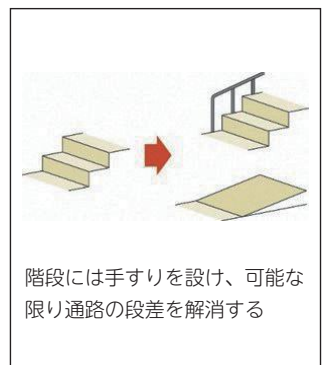
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実際に調査することがあります。

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

必要な時に手続き

財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式 1、様式 1(別紙)、様式 1-1、様式 1-2、
様式 1-3、様式 2 に関するお問合せはこちら

申請関係

☎ 03-6381-7507 ☎ 03-6381-7508

✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

様式 3、発注書・納品書等、支払いに
関するお問合せはこちら

支払関係

☎ 03-6809-4085 ☎ 03-6809-4086

✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

○ お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。

○ 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。